

令和5年度 和歌山平野農地防災事業
米田排水機場ポンプ設備整備工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘要
第1章 総則	令和5年度 和歌山平野農地防災事業 米田排水機場ポンプ設備整備工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（URL：https://maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、米田排水機場に係るポンプ設備を整備するものである。	
2. 工事場所	和歌山県和歌山市朝日地内	
3. 工事概要	本工事は、真空ポンプ設備に係る吸気管等の更新工事で、その概要は次のとおりである。 (1) 配管設備 1 式 (2) 弁類 1 式	
4. 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	(1) 本工事に係わる施工範囲は、第2章3.に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整及び操作説明までの一切とする。	
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和5年11月14日から令和6年3月17日まで （余裕期間：契約締結の日から令和5年11月13日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	排水機場内における据付作業は、令和5年12月より着手可能である。 なお、据付作業時は、主ポンプの稼働を停止させて行うため、停止期間等について監督職員と協議するものとする。	
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおり想定している。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等13日（月平均）を見込んでいる。	

項 目	内 容	摘要
	(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)	
3. 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1. 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。	
第5章 提出図書等		
1. 承諾図書	共通仕様書第1編第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は、工事の始期から40日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	
第6章 仮 設		
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。	
第7章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	本工事の工事用地および工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであるが、資材等の仮置きが必要な場合は、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。	
2. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は受注者の責任において処理するものとする。 また、工事完了後、地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。	
第8章 貸与する資料	本工事の施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資 料 名 和歌山平野農地防災事業 米田排水機場ポンプ製作据付工事完成図書 (2) 貸与期間 工事契約から工事検査まで (3) 返納場所 和歌山平野農地防災事業所 貸与資料の内容については、発注者の許可なく、他に公表してはならない。	

項 目	内 容	摘 要																						
第9章 設計																								
1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって、特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。																							
2. 設計諸元 (既存の真空ポンプ設備)	既存の真空ポンプの設備計画は、次のとおりである。 (1) 真空ポンプ <table><tr><td>① 機器仕様</td><td></td></tr><tr><td>形 式</td><td>水封式真空ポンプ</td></tr><tr><td>口 径</td><td>φ 65mm</td></tr><tr><td>台 数</td><td>2 台 (内 1 台予備)</td></tr><tr><td>最大空気量</td><td>約2.87m3／min</td></tr><tr><td>最大真空度</td><td>約-8.5m</td></tr><tr><td>電動機規格</td><td>カゴ型 7.5kW 60Hz</td></tr></table> (2) 周囲条件 <table><tr><th>項 目</th><th>設 計 値</th></tr><tr><td rowspan="3">環境条件</td><td>気 温 電気設備：周辺温度 -5℃～+40℃ 非常用自家発電装置： 周辺温度を室内温度とし、+5℃～+40℃</td></tr><tr><td>水 質 汽水域</td></tr><tr><td>騒音規制値 敷地境界線で60dB</td></tr><tr><td>準拠基準</td><td>共通仕様書第12章12-1-2による。</td></tr></table>	① 機器仕様		形 式	水封式真空ポンプ	口 径	φ 65mm	台 数	2 台 (内 1 台予備)	最大空気量	約2.87m3／min	最大真空度	約-8.5m	電動機規格	カゴ型 7.5kW 60Hz	項 目	設 計 値	環境条件	気 温 電気設備：周辺温度 -5℃～+40℃ 非常用自家発電装置： 周辺温度を室内温度とし、+5℃～+40℃	水 質 汽水域	騒音規制値 敷地境界線で60dB	準拠基準	共通仕様書第12章12-1-2による。	
① 機器仕様																								
形 式	水封式真空ポンプ																							
口 径	φ 65mm																							
台 数	2 台 (内 1 台予備)																							
最大空気量	約2.87m3／min																							
最大真空度	約-8.5m																							
電動機規格	カゴ型 7.5kW 60Hz																							
項 目	設 計 値																							
環境条件	気 温 電気設備：周辺温度 -5℃～+40℃ 非常用自家発電装置： 周辺温度を室内温度とし、+5℃～+40℃																							
	水 質 汽水域																							
	騒音規制値 敷地境界線で60dB																							
準拠基準	共通仕様書第12章12-1-2による。																							
第10章 構造及び製作																								
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書第2章「機器及び材料」、第6章「揚（用）排水ポンプ設備」によるものとする。 (2) 本設備の製作は、共通仕様書第3章「共通施工」、第6章「揚（用）排水ポンプ設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書第6章「揚（用）排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。																							
2. 配管設備																								
(1) 吸気管	吸気管については、ポリエチレン粉体ライニング鋼管に更新するものとし、撤去した既設管は監督職員が指示する場所（和歌山市和田地内）に運搬し、仮置きするものとする。 <table><tr><td>管 種</td><td>ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td></tr><tr><td>口 径</td><td>65mm</td></tr><tr><td>フランジ規格</td><td>JIS 10K</td></tr></table>	管 種	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	口 径	65mm	フランジ規格	JIS 10K																	
管 種	ポリエチレン粉体ライニング鋼管																							
口 径	65mm																							
フランジ規格	JIS 10K																							
(2) 洗浄配管	洗浄配管については、真空ポンプ内部を洗浄するためのものであり、受水槽から真空ポンプまでの間をステンレス鋼管で接続するものとする。 <table><tr><td>管 種</td><td>ステンレス鋼管</td></tr><tr><td>口 径</td><td>25mm</td></tr></table>	管 種	ステンレス鋼管	口 径	25mm																			
管 種	ステンレス鋼管																							
口 径	25mm																							

項 目	内 容	摘要
3. 弁類	フランジ規格 JIS 10K	
(1) 吸気弁	(1) 仕 様 形 式 ボール弁 口 径 65mm 台 数 4 台 フランジ規格 JIS 10K 駆動方式 電動式 (2) 使用材料 本 体 SCS14A 又は同等品以上	
(2) 洗浄配管弁	(1) 仕 様 形 式 ボール弁 口 径 25mm 台 数 2 台 フランジ規格 JIS 10K 駆動方式 手動式 (2) 使用材料 本 体 SCS14A 又は同等品以上	
第11章 塗 装		
1. 一般事項	(1) 外注品の塗装（ステンレス部及びポリエチレン粉体ライニング部は除く）については、メーカー標準仕様とする。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い、仕上げるものとする。	
2. 施工方法	(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。 (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。	
第12章 据 付	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。	
1. 一般事項	据付は、共通仕様書第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。	
2. 機械設備	(1) 配管設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。 (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。 (3) 小配管は保守点検が容易に行えるように配慮するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。	

項 目	内 容		摘要																							
3. 既設構造物に対する措置	(1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。 (2) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。																									
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は次のとおりである。 <table><tr><td></td><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別解体の方法</td></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>			工 程	作業内容	分別解体の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	工 程	作業内容	分別解体の方法																							
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
5. 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては監督職員に報告し、これを充足する。																									
第13章 試験及び検査																										
1. 検測又は確認 (施工段階確認)	(1) 本工事の施工段階確認は、受発注者の協議にて決定することとする。 (2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。 <table><tr><th>工種</th><th colspan="2">確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">用排水設備</td><td>出来形管理</td><td>施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による</td><td rowspan="2">施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>品質管理</td><td>施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による</td><td></td><td></td></tr></table>		工種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考	用排水設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による			品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による										
工種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考																					
用排水設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による																							
	品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による																								

項 目	内 容	摘要
第14章 施工管理等		
1. 主任技術者の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
2. 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
4. 工事現場等における遠隔確認	(1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 (2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第15章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めがなく監督職員が認めたもの	
第16章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第17章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない また、本工事完成図書の内容を第8章に示す完成図書に反映するものとする。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部	
2. 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）	

項 目	内 容			摘要																								
	以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（8日/28日）以上</td><td>25%（7日/28日）以上28.5%未満</td><td>21.4%（6日/28日）以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれ				4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																									
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上25%未満																									
労務費	1.05	1.03	1.01																									
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																									
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																									
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																									

項 目	内 容	摘要
3. 1日未満で完了する作業の積算 第18章 定めなき事項	の経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdfを参照。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) 本仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	